

高知大学医学部附属病院放射線部規則

平成16年4月1日
規則第246号

最終改正 令和3年9月28日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条第6項の規定に基づき、放射線部の組織、業務等に関し必要な事項を定める。

(部門)

第2条 放射線部に、その業務を分掌させるため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) エックス線診断・超音波診療部門
- (2) エックス線C T診断部門
- (3) MR I 診断部門
- (4) 血管造影検査診療部門
- (5) 放射線治療部門
- (6) 核医学診療部門
- (7) 情報管理部門

(エックス線診断・超音波診療部門の業務)

第3条 エックス線診断・超音波診療部門においては、エックス線に係る一般撮影、特殊撮影、出張撮影及び診断並びに超音波断層撮影、診断及び治療に関する次の業務を処理する。

- (1) エックス線の撮影、診断、画像管理及び医療情報の提供に関すること。
- (2) エックス線機器の維持及び運用に関すること。
- (3) 当該撮影における放射線障害の防止及び安全管理に関すること。
- (4) エックス線診療の研究に関すること。
- (5) 超音波断層の撮影、診断、治療、画像管理及び医療情報の提供に関すること。
- (6) 超音波診断装置の維持及び運用に関すること。
- (7) 超音波検査及び超音波診療の研究に関すること。

(エックス線C T診断部門の業務)

第4条 エックス線C T診断部門においては、次の業務を処理する。

- (1) エックス線C Tの撮影、診断、画像管理及び医療情報の提供に関すること。

- (2) エックス線CT装置の維持及び運用に関すること。
- (3) 当該撮影における放射線障害の防止及び安全管理に関すること。
- (4) エックス線CT検査及び診断の研究に関すること。

(MRI診断部門の業務)

第5条 MRI診断部門においては、次の業務を処理する。

- (1) MRIの撮影、診断、画像管理及び医療情報の提供に関すること。
- (2) MRI装置の維持、管理及び運用に関すること。
- (3) 当該検査における安全管理に関すること。
- (4) MRI検査及び診断の研究に関すること。

(血管造影検査診療部門の業務)

第6条 血管造影検査診療部門においては、次の業務を処理する。

- (1) 血管造影検査、診断、治療、画像管理及び医療情報の提供に関すること。
- (2) 血管造影装置の維持及び運用に関すること。
- (3) 当該撮影における放射線障害の防止及び安全管理に関すること。
- (4) 血管造影検査、診断、治療の研究に関すること。

(放射線治療部門の業務)

第7条 放射線治療部門においては、次の業務を処理する。

- (1) 放射線治療に係る計画、実施、放射線量の測定及び記録の保管に関すること。
- (2) 放射線治療用機器の維持、管理及び運用に関すること。
- (3) 診療用放射性同位元素の管理に関すること。
- (4) 放射線治療部門における放射線障害の防止及び安全管理に関すること。
- (5) 放射線治療の研究に関すること。

(核医学診療部門の業務)

第8条 核医学診療部門においては、次の業務を処理する。

- (1) 核医学診療用機器による撮影、診療、画像管理及び医療情報の提供に関すること。
- (2) 診療用放射性同位元素の管理に関すること。
- (3) 核医学診療用機器の維持及び運用に関すること。
- (4) 核医学診療における放射線障害の防止及び安全管理に関すること。
- (5) 核医学診療の研究に関すること。

(情報管理部門の業務)

第9条 情報管理部門においては、次の業務を処理する。

- (1) 放射線部において発生する各種医療情報の管理及び記録に関すること。
- (2) 放射線部における各種電子計算機の維持及び運用に関すること。
- (3) 放射線部における電子計算機を用いた医療情報処理の研究に関すること。

(部門主任)

第10条 各部門に、必要に応じ部門主任を置き、教員をもって充てる。

2 部門主任は、部長及び副部長を助け、当該部門の業務に関し指導する。

(運営委員会)

第11条 放射線部に、放射線部の業務遂行の円滑化を図るため、放射線部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、放射線部に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月26日規則第390号）

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年5月11日から適用する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第37号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。